

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2019年 第9回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和元年9月25日(水)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時55分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 敏夫			
席 者	農業委員	(出席人数：18人)			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄		
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫	19	齋藤 敏夫
		10	山崎 勇喜		
	(欠席人数：1人)				
	15	小澤 治夫			
	事務局	(出席人数：5人)			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	(出席人数：2人)				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
農地利用最適化 推進委員		金重 一夫、小川 寛、野村 三男、岡田 實、山崎 弘樹			

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）：公開 議案第2号農地法第5条（知事）：公開 議案第3号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第4号春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取：公開 議案第5号春日部市農用地利用集積計画の決定：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 992 628 1055">議席番号</th> <th data-bbox="628 992 1442 1055">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1055 628 1133">13</td> <td data-bbox="628 1055 1442 1133">折原 みち子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1133 628 1211">14</td> <td data-bbox="628 1133 1442 1211">前島 喜一</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1211 628 1276">16</td> <td data-bbox="628 1211 1442 1276">内田 高由</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	13	折原 みち子	14	前島 喜一	16	内田 高由
議席番号	委員氏名								
13	折原 みち子								
14	前島 喜一								
16	内田 高由								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第9回総会を開会いたします。本日、1名が欠席です。在任委員18名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員会 委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <p>(1) 生産緑地の取得斡旋について</p> <p>(2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について</p> <p>(3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について</p> <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案6件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案9件</p> <p>日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案2件</p> <p>日程4 議案第4号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取」</p> <p>日程5 議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定」</p> <p>合計5議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号13番折原みち子委員、14番前島喜一委員、16番内田高由委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号37番から42番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が6件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号37番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。ス</p>

事務局	<p>クリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号38番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号39番について、昨年度の新規就農者です。申請理由は、経営規模の拡大です。住民登録地は武蔵野市ですが、市内に居所があります。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号40番について、申請理由は、贈与です。案内図7頁、詳細図は8、9頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号41番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号42番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号37番について、担当地区の山崎弘樹推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号37番について、令和元年9月5日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>

議長	次に、申請番号38番、40番から42番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号38番、40番から42番について、令和元年9月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。また、申請番号41番、42番については、担当地区外の申請人保有農地についても農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているため、問題なしと報告をうけております。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号39番について担当地区の金重一夫進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号39番について、令和元年9月11日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番萩原勝委員より申請番号37番から42番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号37番から42番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号37番から42番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号37番から42番を許可と決しました。次に、日程2議案第2号、「農

議長	<p>地法第5条（知事）について」を議題といたします。おはかりいたします。本案につきましては、申請番号55番については、私が議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは農業委員会会議規則第10条の規定の議事参与の制限により、私が議事参与できませんので、小川職務代理に議長を交代し、退席いたします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>（休憩）</p> <p>（会長退室、議長を交代）</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。</p> <p>議案第2号、申請番号55番につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により会長が議事参与できないため、私が議長を務めます。申請番号55番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第5条（知事）について」、許可申請が9件あったので、審議を求めます。議案書の3頁をご覧ください。申請番号55番について、申請理由について、申請法人は、鉢花・観葉植物等の生産・卸・販売を営んでいます。転用計画は、繁忙期における来客者や従業員のための駐車場の確保のための一時転用です。一時転用期間は4カ月です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地の利用については、農振農用地区域のため、適合証明書が添付されています。接続道路は、南側道路に接続しています。農地の被害防除のために通路に敷鉄板を、また、駐車スペースはワイヤーメッシュを設置します。資金については、自己資金として通帳の写しが添付されています。申請書は整っています。</p>
議長	<p>次に議席番号8番星野治三郎委員より申請番号55番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号55番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員3人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号55番について原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>

議長	<p>起立全員です。議案第2号「農地法第5条（知事）について」申請番号55番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。申請番号55番の案件が終了しましたので、議長を交代します。この際、暫時休憩といたします。（休憩）（会長入室）（議長を交代）</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号56番から63番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号56番について、転用計画は、駐車場の確保のため、住宅用地の敷地拡張です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号57番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、既設ブロックを設置済です。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号58番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。（新方領）接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、</p>

事務局

第2種農地と考えられます。次に、申請番号59番について、申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、既存の駐車場が手狭なため、駐車場の移転です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号60番について申請法人は、物品の保管・配送業を営んでいます。転用計画は、既存の駐車場が手狭なため、駐車場の敷地拡張です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の証明書が添付されています。接続道路は、東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリート土留めを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号61番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。なお、当該申請地は宅地に地目変更済ですが、除外申請がされていなかったこと及び現況が農地のためこの度の申請に至ったものです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日自己用住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号62番について申請法人は、梱包資材の販売等を営んでいます。転用計画は、倉庫の建築です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で11192、02㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につま

事務局	<p>しては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は、満たしています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号63番について、申請法人は、不動産業等を営んでいます。転用計画は、物流倉庫の建築です。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で20986.45㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件は、満たしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリート擁壁または法面部分を緑化することにより土砂の流失を防止します。雨水は、敷地内に地下式雨水貯留施設を設置し、一時貯留後、ポンプアップにより南側水路に放流します。排水は、合併処理浄化槽で処理後、北側水路に排水する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。</p>
議長	<p>次に、申請番号61番について、担当地区の小川寛推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号61番について、令和元年9月12日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号8番星野治三郎委員より申請番号56番から60番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号56番から60番について、事前審査の報告をします。日時、事前</p>

委員	審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	次に議席番号9番渡邊幸夫委員より申請番号61番から63番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号61番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はなく、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号62番、63番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号62番、63番について、質問します。2案件とも、大規模な面積の農地転用ですが、転用区域内に水路があります。この調整についてはどうなっていますか。また、その他の手続きはどうなっていますか。
事務局	農地転用申請と同時に、開発許可申請をしています。この中で水路付替手続きについては、河川課と協議中です。また、その他の手続きも進められています。
議長	ほかに質問はありますか。
委員	議席番号18番市川です。農地転用許可の後に開発許可となるのでしょうか。
事務局	農地転用許可と開発許可は調整し、同時に許可をおろすこととなっております。

議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号56番から63番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求め
議長	ます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号56番から63番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号62番、63番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号23番、24番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が2件あったので、審議を求める。議案書8頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号23番は、引き続き農業経営を行っている旨の証明、申請番号24番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明です。申請番号23番について、案内図は33頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。申請番号24番について、案内図は34頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を平成30年12月12日に相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。新規申請です。経営主で年間従事日数は200日です。納税猶予に関する適格者の要件を満たしております。
議長	次に申請番号23番、24番について、担当地区の岡田実推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号23番、24番について、令和元年9月10日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ

推進委員	報告いたします。
議長	次に議席番号 9 番渡邊幸夫委員より申請番号 2 3 番、2 4 番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号 2 3 番、2 4 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員 4 人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号 2 3 番、2 4 番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号 2 3 番、2 4 番について証明書を発行することと決しました。次に、日程 4 議案第 4 号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 4 号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取」について、議案書 9 頁をご覧ください。春日部市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により意見を求められたため、審議を求めるものです。8 月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取」を原案のとおり決定しました。次に、日程 5 議案第 5 号「春日部市農用地利用集積計画の決定」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 5 号「春日部市農用地利用集積計画の決定」について、議案書 1 8 頁

事務局	をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の案についての決定を求められたので、審議を求めるものです。8月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。賃借料の単位は何になりますか。
事務局	10アールごとの金額になります。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (起立全員)
議長	全員起立です。よって、議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定しました。 次に、日程6報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」 日程7報告第2号「農地法第4条（届出）について」 日程8報告第3号「農地法第5条（届出）について」 日程9報告第4号「農地法第18条（通知）について」 日程10報告第5号「違反転用事案報告について」につきましても、議案書の21ページから29ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましても、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。 (なしの声あり) 次に、次回日程及び次回事前審査につきましても、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第9回総会を閉会いたします。 なお、全員協議会を11時05分から同会場で開催いたします。 閉会（午前10時55分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番